

証券コード 9744
2022年5月30日

株 主 各 位

本店所在地：名古屋市西区康生通二丁目20番地1
東京本社：東京都台東区上野一丁目1番10号

株式会社メイテック
代表取締役社長 國分秀世

第49回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素はご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第49回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

当社役員につきましても、感染拡大リスクの低減および会社の事業継続という観点から、株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみのお出席やオンラインによる出席とさせていただく可能性があります。

株主の皆様におかれましても、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただくようお願い申しあげます。

なお、書面またはインターネット等による議決権の行使をいただける場合、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月20日（月曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月21日（火曜日）午後2時
(受付開始は、午後1時30分とさせていただきます。
午後1時30分以前はご入場いただけませんのでご注意ください。)
2. 場 所 東京都台東区上野一丁目1番10号 オリックス上野1丁目ビル 7階
株式会社メイテック 東京本社
3. 目的事項
報告事項
 1. 第49期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第49期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当（第49期期末配当）の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役の報酬額改定の件

4. 招集にあたっての決定事項

(1)郵送（書面）による議決権行使について

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2022年6月20日（月曜日）の午後6時までに到着するようご返送ください。

(2)インターネットによる議決権行使について

インターネット（電磁的方法）による議決権行使のお手続きについては、次頁をご参照ください。なお、当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

(3)議決権行使書用紙に賛否が表示されない場合の取扱い

書面による議決権行使をされた場合で、議決権行使書用紙に賛否を表示されない場合には、賛成の意思表示をされたものとして当社は取り扱います。

(4)インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

(5)書面並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

(6)議決権の不統一行使について

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面または電磁的方法により当社にご通知ください。

5. インターネット開示に関する事項

本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次の事項については、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（URL：<https://www.meitec.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した対象の一部であります。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

◎当日は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承ください。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

◎本株主総会招集ご通知に掲載しております株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（URL：<https://www.meitec.co.jp/>）において周知させていただきます。

## ＜インターネットによる議決権の行使等についてのご案内＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

### (1) 議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。)
- ② パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ③ インターネットによる議決権行使は、2022年6月20日(月曜日)の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

### (2) インターネットによる議決権行使方法について

#### ① パソコンによる方法

- ・ 議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・ 株主様以外の第三者による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

#### ② スマートフォンによる方法

- ・ 議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。(「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。)
- ・ セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみとなります。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・ スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記(2)①パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

### (3) 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- ① 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- ② インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### (4) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

当社ウェブサイトのご案内

当社は、インターネット上にウェブサイトを開設し、月次稼働率等主要経営指標、また決算・四半期決算等の発表資料など、最新の企業情報を開示しております。

URL:<https://www.meitec.co.jp/>

なお、第49回定時株主総会開催のご案内につきましては、次のURLに掲載しております。

URL:[https://www.meitec.co.jp/ir/stock\\_information/general\\_meeting.html](https://www.meitec.co.jp/ir/stock_information/general_meeting.html)

機関投資家の皆様へ

当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、議決権電子行使プラットフォーム（いわゆる東証プラットフォーム）をご利用いただけます。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の配当（第49期期末配当）の件

利益配分に関する当社の基本的な考え方は、業績に基づいた成果配分です。配当については、配当性向を50%以上とし、最低水準は連結株主資本配当率(DOE) 5%としています。

期末の配当金につきましては、上記の基本方針に即した業績に基づき、以下の通りといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金139円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は、金3,712,501,794円となります。  
これにより、中間配当金(1株につき金78円50銭)と合わせまして、年間配当金は1株につき金217円50銭となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月22日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線部は変更箇所)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                         | 変 更 案 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）<br>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 | (削除)  |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)    | <p><u>第15条（電子提供措置等）</u><br/> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| (新設)    | <p><u>（附則）</u></p> <p><u>1. 変更前定款第15条の削除および変更後定款第15条の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である令和4年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u><br/> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

### 第3号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2019年6月20日開催の第46回定時株主総会第4号議案において可決され今日に至っておりますが、各取締役の業績に応じた適切な配分を行うため、取締役（社外取締役を除きます）の業績連動報酬に関する報酬枠を「連結損益計算書の親会社株主に帰属する当期純利益の2.5%の額、かつ250百万円以内」から「連結損益計算書の親会社株主に帰属する当期純利益の2.5%以内の額、かつ250百万円以内」へ改めさせていただきたいと存じます。

なお、本議案は、取締役の報酬総額470百万円以内を維持しながら、業績連動報酬について各取締役の業績に応じた適切な配分を行うための必要かつ合理的な変更内容であり、相当であると判断しております。

上記の業績連動報酬に関する報酬枠につきましては第50期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の業績に連動して支給する報酬から適用させていただきたいと存じます。

本議案をご承認いただいた場合の取締役及び監査役の報酬額は、以下の通りです。

なお、現在の取締役の員数は9名、うち社外取締役・独立役員4名です。

| 年額で表示    | 固定報酬     | 業績連動報酬                       | 報酬総額     |
|----------|----------|------------------------------|----------|
| 取締役      | 220百万円以内 | 当期純利益（※）の2.5%以内の額、かつ250百万円以内 | 470百万円以内 |
| うち社外取締役分 | 50百万円以内  | (支給対象外)                      | 50百万円以内  |
| 監査役      | 50百万円以内  | (支給対象外)                      | 50百万円以内  |
| 合計       | 270百万円以内 | 250百万円以内                     | 520百万円以内 |

※ 連結損益計算書の親会社株主に帰属する当期純利益

## 〈ご参考〉

2022年5月12日開催の当社取締役会にて、本総会第3号議案「取締役の報酬額改定の件」をご承認いただくことを条件として、「取締役及び監査役の報酬額等の算定方法・決定に関する方針」を下記の通り変更することを決議しております。

取締役及び監査役の報酬額等の算定方法・決定に関する方針

## 1. 決定方法

取締役及び監査役の報酬は、その合計額を2022年6月開催の第49回定時株主総会で可決された報酬総額の範囲とし、取締役会決議で改廃される本方針に従って個別報酬額を決定する。

〈株主総会決議概要：取締役及び監査役の報酬額〉

| 年額で表示    | 固定報酬     | 業績連動報酬                       | 報酬総額     |
|----------|----------|------------------------------|----------|
| 取締役      | 220百万円以内 | 当期純利益（※）の2.5%以内の額、かつ250百万円以内 | 470百万円以内 |
| うち社外取締役分 | 50百万円以内  | (支給対象外)                      | 50百万円以内  |
| 監査役      | 50百万円以内  | (支給対象外)                      | 50百万円以内  |
| 合計       | 270百万円以内 | 250百万円以内                     | 520百万円以内 |

※ 連結損益計算書の親会社株主に帰属する当期純利益

## 2. 役員報酬に関する考え

- ・2003年6月開催の第30回定時株主総会で可決された報酬制度の基本的な考え方を踏まえつつ、適時的確に見直しを行う。
- ・報酬の算定方法や決定プロセスを明確化して開示する姿勢を従前と同様に継続する事により、経営の透明性を高めてコーポレートガバナンスを強化し、さらなる企業価値の向上を図る。
- ・業務執行取締役の役員報酬の業績連動率を高め、株主との中長期的な利害の共有を強化するものとし、業務執行取締役の役員報酬における業績連動報酬の割合については、全体は約5割、CEOは約6割を目安とする。
- ・社外取締役と監査役の独立性を保つため、業績連動報酬の支給対象外とする。
- ・2002年3月期に廃止した役員退職慰労金制度は採択しない。

### 3. 具体的な役員報酬額

役員報酬総額＝(1)固定報酬＋(2)業績連動報酬 <(3)20%相当額の取り扱い>

#### (1)個別の固定報酬

|                            |    |          |             |
|----------------------------|----|----------|-------------|
| 代表取締役社長<br>グループCEO、CEO兼COO | 年額 | 28,800千円 | (月額2,400千円) |
| 取締役副社長                     | 年額 | 24,000千円 | (月額2,000千円) |
| 取締役                        | 年額 | 19,200千円 | (月額1,600千円) |
| 社外取締役                      | 年額 | 9,000千円  | (月額750千円)   |
| 常勤監査役                      | 年額 | 24,000千円 | (月額2,000千円) |
| 非常勤監査役                     | 年額 | 7,800千円  | (月額650千円)   |

#### (2)業績連動報酬

- ・総額は業績連動報酬を損金経理する前の「親会社株主に帰属する当期純利益」の2.5%以内の額とする。ただし、年額250百万円を上限とする。
- ・支給対象は社外取締役及び監査役を除く取締役に限定する。
- ・各取締役の個別配分は役員人事諮問委員会の協議を経て取締役会での決定を原則とするが、「配分方法」のみの決定に止め、「具体的な配分金額」の決定は代表取締役社長・グループCEOへ一任する決定も許容する。
- ・業績連動報酬は、対象となる事業年度が終了した後、3ヶ月以内に支払う。

#### (3)業績連動報酬（税金控除後）の20%相当額の取り扱い

- ・取締役個々における税金控除後の業績連動報酬の20%相当額を、取締役個々の賛同のもと、当社役員持株会へ拠出（同報酬相当額を12分割し、毎年7月からの12カ月間、毎月同額）し、自社株式の取得に充当する。
- ・取得した自社株式は、持株会規則の他社内規定に従い、原則、在任期間及び退任後1年を経過するまでは譲渡を禁じる。
- ・なお、当該報酬の支給対象者が退任する場合、当社役員持株会規則に鑑み、本取り扱の対象外とする。

#### (4)固定報酬と業績連動報酬の割合

- ・各取締役の業績連動報酬の配分は、前記2. 記載の「役員報酬に関する考え」に則し、前記3. (2)の手続きを経てパフォーマンス評価を踏まえて決定されるため、各取締役（社外取締役を除く）の役員報酬における固定報酬と業績連動報酬の割合は、当該決定に基づき変動するものとする。

#### 4. 付則

- ・ 監査役の報酬は、法の定めに従い監査役の協議による決定を要する。
- ・ 使用人兼務取締役の報酬には使用人分の給与を含む。  
使用人兼務取締役に対して使用人分の賞与は支給しない。
- ・ 子会社役員を兼務する取締役及び監査役の当該子会社からの報酬は、原則無報酬とする。
- ・ 諸手当として通勤並びに単身赴任や転勤に関する手当を、出張旅費として日当を別途支給する。
- ・ 会社役員賠償責任保険（D&O保険）の個人負担保険料を別途加算する。

以上

## (添付書類)

# 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2021年4月1日～2022年3月31日）においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、断続的に経済活動が制限されたため、景況は厳しい状況でした。感染対策に万全を期し、経済社会活動が正常化に向かう中で、景気を持ち直しの動きは続いているものの、新たな変異株の拡大が国内でも認知されるなど、先行きは依然として不透明な状況で推移しました。

当社の主要顧客である大手製造業各社では、次代を見据えた技術開発投資は徐々に持ち直しが進み、当社の受注も回復基調となりました。

このような状況の中、中長期の成長を見据えた積極採用により、グループのエンジニア社員数は増加しました。また、受注に応じて配属を進めた結果、稼働人員数が増加し、さらに時間外労働の回復により、稼働時間は前年同期で増加しました。

その結果、連結売上高は、前年同期比105億14百万円(10.9%)増収の1,071億40百万円となりました。連結売上原価は、エンジニア社員の増員に伴う労務費増加により、前年同期比67億14百万円(9.3%)増加の789億17百万円、連結販売費及び一般管理費は、採用関連費用の増加等により、前年同期比12億17百万円(8.6%)増加の154億5百万円となりました。連結営業利益は、前年同期比25億82百万円(25.2%)増益の128億17百万円となりました。

連結経常利益は、前年同期比26億41百万円(25.6%)増益の129億48百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年同期比22億11百万円(31.5%)増益の92億40百万円となりました。

事業の種類別セグメントの状況は次の通りであります。

#### ①エンジニアリングソリューション事業

連結売上高の9割超を占めるエンジニアリングソリューション事業、特に中核事業のエンジニア派遣事業においては、稼働人員数の増加、時間外労働の回復による稼働時間の増加の影響もあり、売上高は、前年同期比101億94百万円(10.7%)増収の1,057億15百万円となりました。営業利益は、前年同期比23億82百万円(23.9%)増益の123億43百万円となりました。

当社単体の稼働率（全体）は94.3%（前年同期90.4%）、稼働時間については8.42h/day（前年同期8.31h/day）と前年同期比で増加しました。

## ②エンジニア紹介事業

エンジニアに特化した職業紹介事業を行っている株式会社メイテックネクストにおいては、紹介決定数の増加により、売上高は、前年同期比3億13百万円(25.8%)増収の15億30百万円、営業利益は前年同期比2億円(73.1%)増益の4億74百万円となりました。

(注) セグメントの売上高の金額には、セグメント間の内部売上高または振替高を含んでおります。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、主として、事業支援システム等の強化及び整備に対する設備投資を行い、その総額は2億67百万円でありました。

また、セグメントごとの設備投資については、エンジニアリングソリューション事業2億61百万円、エンジニア紹介事業5百万円でありました。

上記の設備投資の金額には、ソフトウェア、その他（ソフトウェア仮勘定）を含めております。

## (3) 資金調達の状況

所要資金は自己資金によって賄っております。また、当連結会計年度は、新株式・社債発行等による資金調達は行っておりません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループの根幹事業はエンジニアリングソリューション事業であります。「共生と繁栄」の経営理念に立脚し、私たちメイテックグループは、全社員がつながりあい、エンジニア価値を起点として、5つの価値（エンジニア価値、社員価値、顧客価値、株主価値、社会価値）を持続的に向上させます。

エンジニアリングソリューション事業における将来の業績については、技術力の高いエンジニア社員数とその稼働率の多寡に懸かっています。従いまして、当社グループにおいては、受注営業、採用・増員、キャリアサポートの業務について、環境変化を適切に捉えてバランスを取りながら、それぞれの業務を永続して強化し、持続的成長を実現していくことが最大の課題であると認識しています。

##### ①受注営業

エンジニアリングソリューション事業は、エンジニアのキャリアアップを支援する事業でもあります。稼働人員数の増加や稼働率の維持・向上を図るための受注量の確保はもちろんのこと、エンジニアのキャリアアップの選択肢を拡げるためにも業務領域を拡大し、機会と場を提供し続けることが最重要であります。従いまして、平時・有事にかかわらず十分な受注を獲得するために、今後も営業システムの変革を継続し、営業力の強化に取り組んでいく所存です。

##### ②採用・増員

日本最大の「プロのエンジニア集団」である当社グループにおいては、エンジニアを中心とした多くの優秀な人材を確保することが成長力の源泉となります。従いまして、当社グループでは、業界のリーディングカンパニーとしての信頼性・安心感に基づいたブランドを労働市場に確立していき、採用力を高めていきます。今後も、平時・有事の市場環境の変化に対応した効率的な採用・増員活動に取り組んでいく所存です。

##### ③キャリアサポート

日本最大の「プロのエンジニア集団」における品質の維持・向上を図るためには、一人ひとりのエンジニアのキャリアアップをきめ細かにサポートしていくことが必要不可欠であります。これらのキャリアサポートを適時適切に実施していくために、エンジニアが提供するサービスの品質を「技術力×人間力＝総合力」と定め、エンジニア主体のキャリアアップ支援の拡大と会社主導のキャリアアップ支援の強化に取り組んでいます。今後も、顧客ニーズの変化や拡大等を適切に把握して、効率的なキャリアサポートの強化に取り組んでいく所存です。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

## ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分                          | 2019年<br>3月期<br>〔2018年4月1日から<br>2019年3月31日まで〕 | 2020年<br>3月期<br>〔2019年4月1日から<br>2020年3月31日まで〕 | 2021年<br>3月期<br>〔2020年4月1日から<br>2021年3月31日まで〕 | 2022年<br>3月期<br>〔2021年4月1日から<br>2022年3月31日まで<br>(当連結会計年度) |
|------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)                  | 97,736                                        | 100,995                                       | 96,626                                        | 107,140                                                   |
| 営 業 利 益 (百万円)                | 12,635                                        | 12,926                                        | 10,234                                        | 12,817                                                    |
| 経 常 利 益 (百万円)                | 12,643                                        | 12,975                                        | 10,306                                        | 12,948                                                    |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益<br>(百万円) | 8,829                                         | 9,093                                         | 7,028                                         | 9,240                                                     |
| 1株当たり当期純利益(円)                | 315.43                                        | 328.36                                        | 255.78                                        | 341.56                                                    |
| 総 資 産 (百万円)                  | 74,615                                        | 77,493                                        | 75,038                                        | 81,590                                                    |
| 純 資 産 (百万円)                  | 42,371                                        | 44,327                                        | 44,472                                        | 45,287                                                    |
| 1株当たり純資産(円)                  | 1,518.42                                      | 1,606.03                                      | 1,634.43                                      | 1,695.62                                                  |

## ② 当社の財産及び損益の状況の推移

| 区 分             | 第46期<br>〔2018年4月1日から<br>2019年3月31日まで〕 | 第47期<br>〔2019年4月1日から<br>2020年3月31日まで〕 | 第48期<br>〔2020年4月1日から<br>2021年3月31日まで〕 | 第49期<br>〔2021年4月1日から<br>2022年3月31日まで<br>(当事業年度) |
|-----------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)     | 74,036                                | 75,297                                | 71,452                                | 77,010                                          |
| 営 業 利 益 (百万円)   | 10,157                                | 10,382                                | 8,600                                 | 10,546                                          |
| 経 常 利 益 (百万円)   | 10,921                                | 11,290                                | 9,547                                 | 11,125                                          |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 7,768                                 | 8,112                                 | 6,823                                 | 8,051                                           |
| 1株当たり当期純利益(円)   | 277.54                                | 292.95                                | 248.30                                | 297.60                                          |
| 総 資 産 (百万円)     | 63,978                                | 65,540                                | 64,181                                | 67,222                                          |
| 純 資 産 (百万円)     | 37,468                                | 38,265                                | 38,007                                | 37,376                                          |
| 1株当たり純資産(円)     | 1,342.72                              | 1,386.40                              | 1,396.84                              | 1,399.41                                        |

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準29号 2020年3月31日)等を第49期の期首から適用しております。これに伴い、第46期乃至第48期は当該会計基準等を遡って適用しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2022年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

| 名 称                   | 所在地           | 資 本 金      | 議決権比率      | 主要な事業内容                  |
|-----------------------|---------------|------------|------------|--------------------------|
| 株式会社メイテック<br>フィルダース   | 東京都台東区        | 百万円<br>120 | %<br>100.0 | ミドルレンジのエンジニア派遣事業         |
| 株式会社<br>メイテックキャスト     | 東京都千代田区       | 百万円<br>100 | %<br>100.0 | 製造業を主要顧客とした登録型人材<br>派遣事業 |
| 株式会社<br>メイテックEX       | 愛知県<br>名古屋市西区 | 百万円<br>50  | %<br>100.0 | シニアエンジニア派遣事業             |
| 株式会社<br>メイテックネクスト     | 東京都台東区        | 百万円<br>30  | %<br>100.0 | エンジニア特化型の職業紹介事業          |
| 株式会社メイテック<br>ビジネスサービス | 千葉県柏市         | 百万円<br>10  | %<br>100.0 | 一般事務処理業務の受託              |

③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

④ 重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

エンジニアリングソリューション事業  
エンジニア紹介事業

(8) 主要な拠点等 (2022年3月31日現在)

① 当社

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本店      | 愛知県名古屋市西区康生通二丁目20番地1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 東京本社    | 東京都台東区上野一丁目1番10号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 営業拠点    | 仙台EC (宮城県)、宇都宮EC (栃木県)、高崎EC (群馬県)、<br>さいたまEC (埼玉県)、熊谷EC (埼玉県)、水戸EC (茨城県)、<br>筑波EC (茨城県)、千葉EC (千葉県)、東京EC (東京都)、<br>東京北EC (東京都)、東京南EC (東京都)、八王子EC (東京都)、<br>立川EC (東京都)、横浜EC (神奈川県)、横浜西EC (神奈川県)、<br>川崎EC (神奈川県)、厚木EC (神奈川県)、湘南EC (神奈川県)、<br>三島EC (静岡県)、静岡EC (静岡県)、浜松EC (静岡県)、<br>浜松東EC (静岡県)、甲信越EC (長野県)、岡崎EC (愛知県)、<br>豊田EC (愛知県)、名古屋EC (愛知県)、名古屋北EC (愛知県)、<br>名古屋南EC (愛知県)、三重EC (三重県)、岐阜EC (岐阜県)、<br>金沢EC (石川県)、滋賀EC (滋賀県)、京都EC (京都府)、<br>大阪EC (大阪府)、神戸EC (兵庫県)、広島EC (広島県)、<br>福岡EC (福岡県)、<br>ソリューションセンターイースト (東京都)、<br>ソリューションセンターセントラル (愛知県)、<br>ソリューションセンターFT (愛知県)、ソリューションセンターFD (愛知県) |
| テクノセンター | 厚木テクノセンター (神奈川県)、名古屋テクノセンター (愛知県)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

(注) ECとは、エンジニアリングセンターの略称となります。

② 子会社等

子会社等の主要な拠点等につきましては、「(6)重要な親会社及び子会社の状況 ②子会社の状況」に記載の通りであります。

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

| 区 分                   | 従 業 員 数 | 前 期 末 比 |
|-----------------------|---------|---------|
| エンジニアリング<br>ソリューション事業 | 12,371名 | 657名増   |
| エンジニア紹介事業             | 71名     | 9名減     |

② 当社の従業員数

| 区 分                   | 従 業 員 数 | 前 期 末 比 |
|-----------------------|---------|---------|
| エンジニアリング<br>ソリューション事業 | 8,080名  | 211名増   |

(10) 主要な借入先及び借入額 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 142,854,400株
- ② 発行済株式の総数 28,100,000株  
(自己株式1,391,354株を含む)
- ③ 株主数 4,313名  
(前期末比 225名減)
- ④ 大株主(上位10名)

| 株主名                                                            | 持株数(千株) | 持株比率(%) |
|----------------------------------------------------------------|---------|---------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>(信託)                                     | 4,280   | 16.02   |
| SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT                                   | 2,167   | 8.11    |
| 株式会社日本カストディ銀行<br>(信託)                                          | 1,793   | 6.71    |
| 明治安田生命保険相互会社                                                   | 1,565   | 5.86    |
| 日本生命保険相互会社                                                     | 1,113   | 4.17    |
| BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT                                    | 1,058   | 3.96    |
| STATE STREET BANK AND TRUST<br>C O M P A N Y 5 0 5 0 2 5       | 912     | 3.41    |
| THE BANK OF NEW YORK MELLON<br>1 4 0 0 4 4                     | 751     | 2.81    |
| メイテック社員持株会                                                     | 737     | 2.75    |
| NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE<br>0 0 9 - 0 1 6 0 6 4 - 3 2 6 CLT | 429     | 1.60    |

(注) 1. 当社は、自己株式1,391,354株を保有しておりますが、当該株式には議決権がないため上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

2. 持株数及び持株比率については、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

新株予約権等については発行していません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

| 地 位     | 氏 名                    | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                            |
|---------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長 | こく ぶん ひで よ<br>國 分 秀 世  | メイテックグループCEO<br>メイテックCEO兼COO<br>プライムエンジニアリングファーム推進担当<br>内部監査室・CSR室担当<br>株式会社メイテックキャスト担当<br>株式会社メイテックフィルダース取締役<br>株式会社メイテックキャスト取締役<br>株式会社メイテックネクスト取締役                                   |
| 取締役副社長  | うえ むら まさ と<br>上 村 正 人  | 執行役員<br>経営戦略・IR担当<br>エンジニアリングソリューション事業部門（ハイエンド領域）・グループキャリアサポート部門統括<br>グループ拠点業務改革推進室管掌<br>情報システム部・社長室担当<br>株式会社メイテックフィルダース担当<br>株式会社メイテックフィルダース取締役<br>株式会社メイテックキャスト取締役<br>株式会社メイテックEX取締役 |
| 取 締 役   | ろく ごう ひろ ゆき<br>六 郷 裕 之 | 執行役員<br>グループ採用部門担当<br>株式会社メイテックネクスト担当<br>株式会社メイテックフィルダース取締役<br>株式会社メイテックネクスト取締役                                                                                                         |
| 取 締 役   | い どう けい すけ<br>伊 藤 圭 介  | 執行役員<br>人事部担当<br>株式会社メイテックEX・<br>株式会社メイテックビジネスサービス担当<br>株式会社メイテックEX取締役<br>株式会社メイテックビジネスサービス代表取締役社長                                                                                      |
| 取 締 役   | いい だ けい や<br>飯 田 圭 哉   | 執行役員<br>エンジニアリングソリューション事業推進部・経理部・経営管理部 管掌<br>業務サポート部・広報部 担当<br>株式会社メイテックフィルダース取締役<br>株式会社メイテックキャスト取締役                                                                                   |

| 地 | 位 | 氏 | 名     | 担当及び重要な兼職の状況               |
|---|---|---|-------|----------------------------|
| 取 | 締 | 清 | 水 三七雄 | 弁護士（清水三七雄法律事務所）            |
| 取 | 締 | 岸 | 博 幸   | 慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授     |
| 取 | 締 | 山 | 口 陽   | なし                         |
| 取 | 締 | 横 | 江 公 美 | 東洋大学国際学部グローバル・イノベーション学科教授  |
| 監 | 査 | 植 | 松 正 年 | (常勤)<br>株式会社メイテックフィルダーズ監査役 |
| 監 | 査 | 深 | 井 慎   | なし                         |
| 監 | 査 | 國 | 部 徹   | 弁護士（國部法律事務所）               |
| 監 | 査 | 山 | 口 光 信 | 公認会計士（山口公認会計士事務所）          |

- (注) 1. 取締役のうち、清水三七雄、岸博幸、山口陽、横江公美の4氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 植松正年、深井慎、國部徹、山口光信の4氏は、社外監査役であります。
3. 社外取締役である清水三七雄、岸博幸、横江公美の3氏、及び社外監査役である國部徹、山口光信の両氏が兼職している他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。なお、社外監査役である植松正年氏が兼職している株式会社メイテックフィルダーズは、当社の完全子会社であります。
4. 社外取締役である清水三七雄、岸博幸、山口陽、横江公美の4氏、及び社外監査役である植松正年、深井慎、國部徹、山口光信の4氏は、株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であります。
5. 監査役 深井慎氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役 山口光信氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当期中の取締役及び監査役の異動は次の通りであります。
- ① 就任  
2021年6月22日開催の第48回定時株主総会において、飯田圭哉氏は新たに取締役に、山口光信氏は新たに監査役にそれぞれ選任され就任いたしました。
- ② 退任  
2021年6月22日開催の第48回定時株主総会終結の時をもって、取締役 米田洋、監査役 渡部博の両氏は退任いたしました。
8. 当期中の取締役の重要な兼職の異動は次の通りであります。  
取締役 飯田圭哉氏は、2021年6月10日付で、株式会社メイテックフィルダーズ、株式会社メイテックキャストの取締役に就任いたしました。

9. 当社は、2003年4月1日より執行役員制度を導入しております。なお、2022年4月1日現在の執行役員は下記の通りです。

| 区 分                                        | 氏 名                                                                  |
|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長<br>CEO（最高経営責任者）兼<br>COO（最高業務執行責任者） | 國分秀世                                                                 |
| 取締役副社長執行役員                                 | 上村正人                                                                 |
| 取締役執行役員                                    | 六郷裕之、伊藤圭介、飯田圭哉                                                       |
| 執行役員                                       | 矢部哲也、渡辺真司、芦田敬大、米沢浩一、井戸靖彦、<br>山下徹、鹿野輝美、小林進一、木之下康夫、石橋裕一郎、<br>関口晃介、佐藤元紀 |

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び各監査役と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

## (3) 補償契約の内容の概要等

当社は、各取締役及び各監査役と会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しておりません。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び「1.企業集団の現況に関する事項 (6).重要な親会社及び子会社の状況」に記載の当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。現時点では、次回も同様の内容で更新する予定です。

## (5) 取締役及び監査役の報酬等の額

### イ. 取締役及び監査役の報酬額等又はその算定方法に係る決定に関する事項

当社は取締役会において「取締役及び監査役の報酬等の額の算定方法・決定に関する方針」を決議しております。

また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、個別の固定報酬は本方針3(1)より変更ないことを、本方針3(2)業績連動報酬の配分については、その決定プロセスについて、社外取締役を委員長として代表取締役社長と各社外取締役から構成される役員人事諮問委員会にて適正である旨の評価を得ていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

「取締役及び監査役の報酬等の額の算定方法・決定に関する方針」は以下のとおりです。

## 1. 決定方法

取締役及び監査役の報酬は、その合計額を2019年6月開催の第46回定時株主総会で可決された報酬総額の範囲とし、取締役会決議で改廃される本方針に従って個別報酬額を決定する。

〈株主総会決議概要：取締役及び監査役の報酬額〉

| 年額で表示    | 固定報酬     | 業績連動報酬                     | 報酬総額     |
|----------|----------|----------------------------|----------|
| 取締役      | 220百万円以内 | 当期純利益（※）の2.5%の額、かつ250百万円以内 | 470百万円以内 |
| うち社外取締役分 | 50百万円以内  | (支給対象外)                    | 50百万円以内  |
| 監査役      | 50百万円以内  | (支給対象外)                    | 50百万円以内  |
| 合計       | 270百万円以内 | 250百万円以内                   | 520百万円以内 |

※ 連結損益計算書の親会社株主に帰属する当期純利益

## 2. 役員報酬に関する考え

- ・2003年6月開催の第30回定時株主総会で可決された報酬制度の基本的な考え方を踏まえつつ、適時的確に見直しを行う。
- ・報酬の算定方法や決定プロセスを明確化して開示する姿勢を従前と同様に継続する事により、経営の透明性を高めてコーポレートガバナンスを強化し、さらなる企業価値の向上を図る。
- ・業務執行取締役の役員報酬の業績連動率を高め、株主との中長期的な利害の共有を強化するものとし、業務執行取締役の役員報酬における業績連動報酬の割合については、全体は約5割、CEOは約6割を目安とする。
- ・社外取締役と監査役の独立性を保つため、業績連動報酬の支給対象外とする。
- ・2002年3月期に廃止した役員退職慰労金制度は採択しない。

## 3. 具体的な役員報酬額

役員報酬総額 = (1) 固定報酬 + (2) 業績連動報酬 < (3) 20%相当額の取り扱い>

### (1) 個別の固定報酬

|                                |    |          |             |
|--------------------------------|----|----------|-------------|
| 代表取締役社長<br>グループCEO、CEO兼<br>COO | 年額 | 28,800千円 | (月額2,400千円) |
| 取締役副社長                         | 年額 | 24,000千円 | (月額2,000千円) |
| 取締役                            | 年額 | 19,200千円 | (月額1,600千円) |
| 社外取締役                          | 年額 | 9,000千円  | (月額 750千円)  |
| 常勤監査役                          | 年額 | 24,000千円 | (月額2,000千円) |
| 非常勤監査役                         | 年額 | 7,800千円  | (月額 650千円)  |

### (2) 業績連動報酬

- ・総額は業績連動報酬を損金経理する前の「親会社株主に帰属する当期純利益」の2.5%に該当する額の1百万円以下を切り捨てた金額、かつ、年額250百万円を上限とする。

- ・支給対象は社外取締役及び監査役を除く取締役に限定する。
- ・各取締役の個別配分は役員人事諮問委員会の協議を経て取締役会での決定を原則とするが、「配分方法」のみの決定に止め、「具体的な配分金額」の決定は代表取締役社長・グループCEOへ一任する決定も許容する。
- ・業績連動報酬は、対象となる事業年度が終了した後、3ヶ月以内に支払う。

(3) 業績連動報酬（税金控除後）の20%相当額の取り扱い

- ・取締役個々における税金控除後の業績連動報酬の20%相当額を、取締役個々の賛同のもと、当社役員持株会へ拠出（同報酬相当額を12分割し、毎年7月からの12カ月間、毎月同額）し、自社株式の取得に充当する。
- ・取得した自社株式は、持株会規則の他社内規定に従い、原則、在任期間及び退任後1年を経過するまでは譲渡を禁じる。
- ・なお、当該報酬の支給対象者が退任する場合、当社役員持株会規則に鑑み、本取り扱いの対象外とする。

(4) 固定報酬と業績連動報酬の割合

- ・各取締役の業績連動報酬の配分は、前記2.記載の「役員報酬に関する考え」に則し、前記3.(2)の手続きを経てパフォーマンス評価を踏まえて決定されるため、各取締役（社外取締役を除く）の役員報酬における固定報酬と業績連動報酬の割合は、当該決定に基づき変動するものとする。

4. 付則

- ・監査役の報酬は、法の定めに従い監査役の協議による決定を要する。
- ・使用人兼務取締役の報酬には使用人分の給与を含む。  
使用人兼務取締役に対して使用人分の賞与は支給しない。
- ・子会社役員を兼務する取締役及び監査役の当該子会社からの報酬は、原則無報酬とする。
- ・諸手当として通勤並びに単身赴任や転勤に関する手当を、出張旅費として日当を別途支給する。
- ・会社役員賠償責任保険(D&O保険)の個人負担保険料を別途加算する。

□. 当事業年度に係る報酬等

| 区分            | 員数  | 固定報酬   | 業績連動報酬 | 合計     |
|---------------|-----|--------|--------|--------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 6名  | 111百万円 | 236百万円 | 347百万円 |
| 社外取締役         | 4名  | 36百万円  | —      | 36百万円  |
| 社外監査役         | 5名  | 47百万円  | —      | 47百万円  |
| 合計            | 15名 | 194百万円 | 236百万円 | 430百万円 |
| 社外役員 合計       | 9名  | 83百万円  | —      | 83百万円  |

(注) 1. 業績連動報酬にかかる業績指標は親会社株主に帰属する当期純利益であり、その実績は「1.企業集団の現況に関する事項(5)財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりであります。当該指標を選択した理由は取締役の業績向上に対するインセンティブを高めるとともに、株主との中長期的な利害の共

有を強化するためであります。当社の業績連動報酬は、基準額に対し2.5%の額、かつ250百万円以内の額としております。

2. 取締役の金銭報酬の額は、2019年6月開催の第46回定時株主総会において年額470百万円以内、うち社外取締役分は年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち社外取締役は2名）です。
3. 監査役の金銭報酬の額は、2016年6月開催の第43回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち社外監査役は3名）です。
4. 取締役会は、代表取締役社長國分秀世に対し、社外取締役を除く各取締役の業績連動報酬の「具体的な配分金額」の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当職務への評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に役員人事諮問委員会にて決定プロセスが適正である旨の評価を得ております。

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職の状況等につきましては、「4. 会社役員に関する事項(1)取締役及び監査役の氏名等」に記載の通りであります。

### ② 当事業年度における主な活動状況

#### 社外取締役

| 氏名              | 出席の状況                  | 主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                     |
|-----------------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| しみずみなお<br>清水三七雄 | 取締役会 100%<br>(14回中14回) | 弁護士としての豊富な経験と見識から、当社の取締役会の機能強化及び経営監視体制に寄与することが期待されていたところ、取締役会等において、必要に応じ適切な助言、提言等の意見表明を行っており、当社の取締役会の機能強化及び経営監視体制等に十分な役割・責務を果たしております。                                                           |
| きし<br>岸         | 取締役会 100%<br>(14回中14回) | 大学院教授として幅広い経験を有しており、また、行政分野における経験及び一部上場企業での取締役としての豊富な経験と見識から、当社の取締役会の機能強化及び経営監視体制に寄与することが期待されていたところ、取締役会等において、必要に応じ適切な助言、提言等の意見表明を行っており、当社の取締役会の機能強化及び経営監視体制等に十分な役割・責務を果たしております。                |
| やまぐち<br>山口      | 取締役会 100%<br>(14回中14回) | 一部上場企業の代表取締役を務められ、企業経営に関する豊富な経験と見識から、当社の取締役会の機能強化及び経営監視体制に寄与することが期待されていたところ、取締役会等において、必要に応じ適切な助言、提言等の意見表明を行っており、当社の取締役会の機能強化及び経営監視体制等に十分な役割・責務を果たしております。                                        |
| よこえ<br>横江       | 取締役会 100%<br>(14回中14回) | 大学教授として国際政治等に関する幅広い見識を有しており、また、大手シンクタンクでの上級研究員としての経験や企業の取締役社長としての豊富な経験と見識から、当社の取締役会の機能強化及び経営監視体制に寄与することが期待されていたところ、取締役会等において、必要に応じ適切な助言、提言等の意見表明を行っており、当社の取締役会の機能強化及び経営監視体制等に十分な役割・責務を果たしております。 |

## 社外監査役

| 氏名                 | 出席の状況                                             | 主な活動状況                                                                   |
|--------------------|---------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| うえまつ 植松<br>まさとし 正年 | 取締役会 92.9%<br>(14回中13回)<br>監査役会 100%<br>(13回中13回) | 取締役会では適宜質問し、必要に応じ適切な助言、提言等を行い、また監査役会では常勤監査役として各監査役に対し監査状況の報告や意見を述べております。 |
| ふかい 深井<br>まこと 慎    | 取締役会 100%<br>(14回中14回)<br>監査役会 100%<br>(13回中13回)  | 豊富な経験と見識から、必要に応じ適切な助言、提言等の意見表明を行っております。                                  |
| くにべ 國部<br>とおる 徹    | 取締役会 100%<br>(14回中14回)<br>監査役会 100%<br>(13回中13回)  | 豊富な経験と見識から、必要に応じ適切な助言、提言等の意見表明を行っております。                                  |
| やまぐち 山口<br>みつのが 光信 | 取締役会 100%<br>(11回中11回)<br>監査役会 100%<br>(10回中10回)  | 2021年6月22日就任以降、特に財務及び会計の視点から、必要に応じ適切な助言、提言等の意思表明を行っております。                |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| 項目                                | 支払額   |
|-----------------------------------|-------|
| ① 当社が支払うべき報酬等の額                   | 45百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 45百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意をした理由

監査役会は、会計監査人の過年度監査実績、当該事業年度の監査計画の内容及び報酬見積りの算出根拠等について確認し、適切と判断したことから、会計監査人の報酬等の額に同意いたしました。

### (4) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められ、速やかに解任する必要があると判断したときは、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会の定める評価手続及び基準に従い会計監査人の職務遂行状況を総合的に評価し、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難であると認められる等の場合には、監査役会は会社法第344条に基づき、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

第49期におきましては、下記（1）～（12）のとおり各体制を整備・運用したことにより、当社並びにその子会社から成る企業集団に重大な損害を及ぼす事件・事故等は発生しておりません。

### （1）取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、社会との関わりの中で、法令及び定款を遵守し、社会倫理に反することなく健全で透明度の高い経営を行うものとし、取締役の職務の執行については、当社の事業特性や規模等に相応しい社内規程に基づき、その意思決定のプロセス及び結果を明確にするとともに、必要に応じて取締役及び監査役が、同プロセス及び結果を閲覧できる体制を構築する。

また、通報者の人事上の保護を講じたメイテックグループ・ヘルプライン制度の設置及び周知を通じて、取締役の職務執行にかかる不正行為等の早期発見、是正に努める。

#### （運用状況）

取締役会規程、職務権限規程及び稟議規程にて各取締役の権限及び意思決定手続きを明確化し、各取締役は同規程類に基づき職務執行を行っています。なお、取締役会及び執行役員会の資料及び議事録は全取締役及び監査役が閲覧可能なシステムに常時保存するとともに、個別の取締役による意思決定については、そのプロセス及び結果を記録するシステムを導入しており、必要に応じて全取締役及び監査役が閲覧できる体制を構築しています。

また、内部牽制機能を持つCSR室を所管部署として「メイテックグループ・ヘルプライン制度」を設置し、社内イントラネットにて同制度を周知し、適切に対応しています。

### （2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令、定款及び社内規程等の定めに従い、取締役の職務の執行に係る情報を適時適切に記録・保存・管理する。

また、漏洩、改ざん、紛失、不正利用する行為や許可なくして開示する等の行為で、企業としての信用を失墜し当社グループに致命的な損害を与えることが無いよう、保存媒体に応じて適切な管理体制を構築する。

#### （運用状況）

株主総会・取締役会・執行役員会の議事録等を法令、定款及び社内規程等に従い作成し、適切に保存・管理しています。また、「情報管理規程」にて管理すべき情報及び管理方法を定め、適切に運用しています。

### （3）損失の危険（リスク）の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理規程に基づき、事業遂行から生じる損失の危険（リスク）を平時より網羅的・体系的に収集し、その動向を的確にモニタリングするとともに、そのリスクの軽重に応じた適時適切な対策を講じる他、現実のものとして顕在化した時点では迅速な対応により影響

を最小化し、早期復旧を実現できる態勢を整備し、継続して経営の安全性の維持・向上に努める。

#### (運用状況)

「リスク管理規程」にて管理体制を定め、社内イントラネットにて周知を図るとともにリスクの種別毎にリスクを特定し、管理すべきリスクに抜け漏れが無いか確認しています。また、リスクの顕在化の兆候を察知してリスクの顕在化を防止し、又は顕在化した場合の影響の最小化を図るため、「リスク管理要領」にてあらかじめモニタリング項目及び実施部署を特定し、定期的にその内容を取締役会又は執行役員会に報告するとともに、リスクが顕在化した場合の報告体制を整備し、適切に運用しています。さらに、顕在化したリスクが危機にまで発展した場合の、事態の拡大防止と早期収束を図るため、「グループ危機管理規程」にて危機発生時の初動対応や危機対策本部の設置等、危機管理体制を整備しています。当社は、新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大に対しては、①グループ従業員の安全・安心確保を最優先とする、②感染防止対策の徹底を継続して社会的責任を果たす、③健全な事業推進に最善を図る、の3つを方針として掲げ、同規程に基づきグループCEO判断の下、感染拡大状況等に応じてテレワークやフレックス・時差出勤の活用等を行うなど、グループ一体となって、危機対応に当たっています。なお、各部署のリスク管理の運営などについて内部監査を実施しています。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、各取締役が適切に職務を分担し、社内規程等に則った権限委譲を行うことで意思決定の迅速化を図るとともに、事業計画等を策定し明確な目標を定め、それに基づく適切な業務運営や進捗管理を実施し、必要に応じて目標を見直す。

#### (運用状況)

執行役員制度を採用し、各取締役が適切に職務執行と監督の責任を分担し、「職務権限規程」に則った権限委譲を執行役員へ行い、迅速かつ適正な意思決定を行っています。また、事業計画等を策定し明確な目標を定め、それに基づく適切な業務運営や進捗管理を実施し、必要に応じて目標を見直しています。

#### (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念、メイテックグループ社員行動憲章、社員行動規範等を制定し、役職員が、法令、定款及び社内規程等を遵守し、公正かつ理性ある行動を実践するよう、意識醸成のための取り組みを継続的に実施する。

また、通報者の人事上の保護を講じたメイテックグループ・ヘルプライン制度の設置及び周知を通じて、使用人の職務の執行にかかる不正行為等の早期発見、是正に努める。

#### (運用状況)

経営理念、メイテックグループ社員行動憲章、社員行動規範等を制定し、社内イントラネットに公開して周知を図るとともに報告体制を整備し運用しています。また、コンプライアンス規程にて、職務職位に応じてコンプライアンスを実践することが全使用人の責務であることを

定めるとともに、年1回、全使用人を対象として、eラーニングによる教育を実施しています。メイテックグループ・ヘルプライン制度については、前記(1)の運用状況記載のとおりです。なお、各部署の法令、定款及び社内規程等の遵守の状況などについて内部監査を実施しています。

**(6) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社は、子会社が自主独立の精神をもって事業の発展を図ることを尊重しつつ、経営理念及びメイテックグループ社員行動憲章を共有し、子会社の設立目的や事業特性、規模等に応じた機関設計を行うとともに、全子会社に当社の取締役又は使用人を配し、子会社の業務の執行を適正に管理監督することにより、当社グループ全体の企業価値の最大化を図る。

また、当社は、子会社管理に関する規程を定め、当社内にグループ会社管理担当部署（以下、グループ会社管理部署）を設置するとともに、子会社の取締役等の業務執行にかかる重要事項を定期的に当社に報告する体制を整備する。

なお、子会社の損失の危険（リスク）の管理に関する規程その他の体制の整備、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制については、上記(3)乃至(5)を基本方針として、各子会社に対し、それぞれの事業特性や規模等に応じた相応しい体制の整備を求めるとともに、その整備状況について定期的に報告を受け、必要に応じてその改善を求めるとする。

**(運用状況)**

全子会社に当社取締役を配し、子会社の業務の適正を管理監督しています。また、「グループ会社管理規程」を定め、当社の事前承認が必要な事項及び報告事項を明確化しています。これに基づき当社の事前承認が必要とされた事項については子会社と当社の関係部署にて協力し意思決定を行うとともに、当社が報告を受けるべき事項については、子会社より適切に報告を受けました。なお、各子会社の業務について、当社内部監査室が監査を実施しています。

**(7) 監査役職務を補助する使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

当社は、監査役職務の実効性を高めるため、業務執行機能から独立した専属の使用人で構成される監査役室を設置する。

監査役職務を補助すべき専属の使用人に係る人事評価・異動については、監査役意向を最大限尊重するため、監査役同意の下に行い、当該使用人に対する指揮命令は監査役が行う。

**(運用状況)**

監査役室を設置し、業務執行から独立した専属の使用人を1名配置しています。なお、当該使用人の人事評価・異動については、監査役意向を最大限尊重するため、監査役同意の下に行うとともに、その指揮命令は監査役が直接行っています。

## (8) 監査役への報告に関する体制

### ①取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

当社は、取締役及び使用人が監査役に対して適切に報告する体制を整備するとともに、監査役に、取締役会の他、全ての会議への参加権限を付与し、かつ、意思決定や業務執行に係る重要な情報を開示する。

#### (運用状況)

「監査役または監査役会への報告に関する規程」を制定し、社内イントラネットに公開することにより周知しています。また、監査役には、取締役会の他、全ての会議への参加権限を付与しており、監査役は、その判断に基づき適宜必要とされる会議に参加しています。また、意思決定や業務執行に係る重要な情報については監査役の求めに応じて適切に開示しています。

### ②子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社は、子会社にて発生した事項について、グループ会社管理部署を通じて、子会社の取締役及び使用人から当社監査役に対して報告する体制を整備するとともに、子会社の取締役及び使用人に対して、当社監査役が企業集団の業務の適正を確保するために必要と判断した事項について直接報告等を求められた場合は、当該要請に応じることを義務付ける。

また、子会社監査役は、当社監査役と定期的に会合を持ち、子会社の状況等を適時適切に当社監査役に報告する。

#### (運用状況)

子会社にて発生した事象については、グループ会社管理部署を通じて、当社監査役に適宜報告されています。また、子会社監査役は、子会社の取締役会出席後、及び子会社に関する事件事故等の報告を受けた際は適宜、当社監査役と会合を持ち、当社監査役に子会社の状況等を適時適切に報告しています。

## (9) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社監査役への報告を行った当社及び子会社の取締役、監査役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

#### (運用状況)

「監査役または監査役会への報告に関する規程」にて不利な取り扱いを明確に禁止し、その旨周知されています。なお、当社監査役への報告を行ったことに対して、不利な取り扱いが行われた事実はありません。

(10) **監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項**

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用及び債務については、原則、当社が負担するものとし、監査役の職務の執行に必要なでないことを当社が証明した場合を除き、監査役からの要請に応じて、適宜、その費用及び債務を処理するものとする。

**(運用状況)**

監査役からの要請に応じて、適宜、その費用及び債務を当社の負担にて処理しています。

(11) **監査役が実効的に行われることを確保するための体制**

当社は、内部監査担当部署及び会計監査人が、定期或いは必要に応じて随時、監査役と意見交換を行う等、内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携が深められる体制を整備する。

また、取締役及び使用人が監査役からの調査又はヒアリングの要請に協力する等、継続して監査役による監査機能の実効性の向上に努める。

**(運用状況)**

内部監査室及び会計監査人は、監査役と定期的に意見交換を行い、内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携を図っています。

また、取締役及び使用人は、監査役からの調査又はヒアリングの要請に対して、適切に協力しています。

(12) **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方**

市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、代表取締役等の経営トップ以下当社グループ全体が毅然とした態度で対応する。

**(運用状況)**

購買ポリシー、社員行動規範等において、反社会的勢力とは一切関係を持たない旨を規定しております。また、同時に、反社会的勢力による組織的暴力に対しては「恐れない」「金を出さない」「利用しない」いわゆる「三ない」を基本とし、万が一反社会的勢力より接触があった場合においては、個人で対応せず、担当部署に相談し、組織的に対応することを定めています。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

数多くのエンジニアを無期雇用しているメイテックグループは、中長期的に株主還元の最大化を目指し持続的に成長するために、経済危機の下でも雇用を守り抜くことが不可欠と考えます。よって、利益配分については、「自己資本の“質と量”の充実」を優先しながら、「資金の残高」も考慮した上で、業績に基づく成果を配分する方針です。

自己資本の“質と量”の充実度に加えて、資金の残高が事業運営上の必要資金（連結売上高の月商3ヵ月分）を上回る場合、配当および自己株式取得による総還元性向は100%以内を原則とします。配当は、中間と期末の年2回実施し、配当性向は50%以上を原則とします。配当の最低水準は連結株主資本配当率（DOE）5%といたします。

自己株式の取得は、総還元性向と配当性向の水準を勘案して適時実施します。

取得後の自己株式は発行済株式総数の5%を上限として継続保有します。取得し保有する自己株式の上限を超える部分は当期末までに消却いたします。

（注）

- ・ 総還元性向 = 年間の株主還元額 ÷ 親会社株主に帰属する当期純利益  
年間の株主還元額 = 配当金総額（中間配当 + 期末配当） + 期中の自己株式取得額
- ・ 配当性向 = 配当金総額（中間配当 + 期末配当） ÷ 親会社株主に帰属する当期純利益
- ・ 連結株主資本配当率（DOE） = 配当 ÷ 連結株主資本
- ・ 月商3ヵ月分 = 「必要運転資金（ワーキング・キャピタル）\* : 連結売上高の月商2ヵ月分」 + 「財務基盤強化資金（2010年3月期に相当する危機的な市場環境になった際の事業継続資金） : 連結売上高の月商1ヵ月分」  
\* 必要運転資金（ワーキング・キャピタル）は売掛金等を基準に設定

※ 自己株式は、経営計画の目標達成等に向けて、今後の成長戦略の実行と成長に伴うリスクに対処していく機動的な財務政策を可能とするために保有します。

~~~~~  
特に注記がない限り、本事業報告中に記載の2022年3月期連結会計年度及び第49期事業年度に係る数値については、次の通り表示しております。

- ・ 金額については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示。ただし、銭単位の端数については、四捨五入して表示。
- ・ 比率については、表示桁未満の端数を四捨五入して表示。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
I 流 動 資 産	66,937	I 流 動 負 債	19,669
現金及び預金	49,706	未払費用	3,308
受取手形及び売掛金	16,098	未払法人税等	3,310
仕掛品	178	未払消費税等	2,472
その他	954	役員賞与引当金	238
貸倒引当金	△0	賞与引当金	8,861
II 固 定 資 産	14,652	その他	1,477
1 有 形 固 定 資 産	5,002	II 固 定 負 債	16,633
建物及び構築物	3,271	退職給付に係る負債	16,633
工具、器具及び備品	242	負 債 合 計	36,302
土地	1,487	純 資 産 の 部	
その他	1	I 株 主 資 本	46,457
2 無 形 固 定 資 産	345	資本金	5,000
ソフトウェア	297	資本剰余金	3,627
その他	48	利益剰余金	44,865
3 投 資 そ の 他 の 資 産	9,304	自己株式	△7,035
投資有価証券	27	II その他の包括利益累計額	△1,169
繰延税金資産	8,458	土地再評価差額金	△662
その他	820	退職給付に係る調整累計額	△506
貸倒引当金	△2	純 資 産 合 計	45,287
資 産 合 計	81,590	負 債 純 資 産 合 計	81,590

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
I	売上		107,140
II	売上		78,917
III	販売費		28,223
IV	営業		15,405
	受助	1	12,817
	その	131	
V	営業	10	144
	支	10	
	コ	2	
	ミ	0	13
	ツ		
	ト		
	メ		
	ン		
	の		
	ト		
	フ		
	イ		
VI	特別		12,948
	減	4	
	固	0	5
	定		
	等		
	調		
	整		
	前		
	当		
	期		
	純		
	利		
	益		
	税	4,597	12,942
	法	△895	3,701
	人		
	税		
	、		
	住		
	民		
	税		
	及		
	び		
	事		
	業		
	税		
	額		
	益		
	税		
	額		
	益		
	益		
	純		
	利		
	益		
	税		
	額		
	益		
	益		
	純		
	利		
	益		
	税		
	額		
	益		
	益		
	純		
	利		
	益		
	税		
	額		
	益		
	益		
	純		
	利		
	益		
	税		
	額		
	益		
	益		
	純		
	利		
	益		
	税		
	額		
	益		
	益		
	純		
	利		
	益		
	税		
	額		
	益		
	益		
	純		
	利		
	益		
	税		
	額		
	益		
	益		
	純		
	利		
	益		
	税		
	額		
	益		
	益		
	純		
	利		
	益		
	税		
	額		
	益		
	益		
	純		
	利		
	益		
	税		
	額		
	益		
	益		
	純		
	利		
	益		
	税		
	額		
	益		
	益		
	純		
	利		
	益		
	税		
	額		
	益		
	益		
	純		
	利		
	益		
	税		
	額		
	益		
	益		
	純		
	利		
	益		
	税		
	額		
	益		
	益		
	純		
	利		
	益		
	税		
	額		
	益		
	益		
	純		
	利		
	益		
	税		
	額		
	益		
	益		
	純		
	利		
	益		
	税		
	額		
	益		
	益		
	純		
	利		
	益		
	税		
	額		
	益		
	益		
	純		
	利		
	益		
	税		
	額		
	益		
	益		
	純		
	利		
	益		
	税		
	額		
	益		
	益		
	純		
	利		
	益		
	税		
	額		
	益		
	益		
	純		
	利		
	益		
	税		
	額		
	益		
	益		
	純		
	利		
	益		
	税		
	額		
	益		
	益		
	純		
	利		
	益		
	税		
	額		
	益		
	益		
	純		
	利		
	益		
	税		
	額		
	益		
	益		
	純		
	利		
	益		
	税		
	額		
	益		
	益		
	純		
	利		
	益		
	税		
	額		
	益		
	益		
	純		
	利		
	益		
	税		
	額		
	益		
	益		
	純		
	利		
	益		
	税		
	額		
	益		
	益		
	純		
	利		
	益		
	税		
	額		
	益		
	益		
	純		
	利		
	益		
	税		
	額		
	益		
	益		
	純		
	利		
	益		
	税		
	額		
	益		
	益		
	純		
	利		
	益		
	税		
	額		
	益		
	益		
	純		
	利		
	益		
	税		
	額		
	益		
	益		
	純		
	利		
	益		
	税		
	額		
	益		
	益		
	純		
	利		
	益		
	税		
	額		
	益		
	益		
	純		
	利		
	益		
	税		
	額		
	益		
	益		
	純		
	利		
	益		
	税		
	額		
	益		
	益		
	純		
	利		
	益		
	税		
	額		
	益		
	益		
	純		
	利		
	益		
	税		
	額		
	益		
	益		
	純		
	利		
	益		
	税		
	額		
	益		
	益		
	純		
	利		
	益		
	税		
	額		
	益		
	益		
	純		
	利		
	益		
	税		
	額		
	益		
	益		
	純		
	利		
	益		
	税		
	額		
	益		
	益		
	純		
	利		
	益		
	税		
	額		
	益		
	益		
	純		
	利		
	益		
	税		
	額		
	益		
	益		
	純		
	利		
	益		
	税		
	額		
	益		
	益		
	純		
	利		
	益		
	税		
	額		
	益		
	益		
	純		
	利		
	益		
	税		
	額		
	益		
	益		
	純		
	利		
	益		
	税		
	額		
	益		
	益		
	純		
	利		
	益		
	税		
	額		
	益		
	益		
	純		
	利		
	益		
	税		
	額		
	益		
	益		
	純		
	利		

連結株主資本等変動計算書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,000	6,155	40,903	△6,159	45,898
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△5,278		△5,278
親会社株主に帰属 する当期純利益			9,240		9,240
自己株式の取得				△3,404	△3,404
自己株式の消却		△2,528		2,528	-
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	△2,528	3,962	△875	558
当 期 末 残 高	5,000	3,627	44,865	△7,035	46,457

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	土地再評価 差額金	退職給付 に係る 累計額	その他の包括 利益累計額合計	
当期首残高	△662	△763	△1,426	44,472
当期変動額				
剰余金の配当				△5,278
親会社株主に帰属 する当期純利益				9,240
自己株式の取得				△3,404
自己株式の消却				—
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	—	257	257	257
当期変動額合計	—	257	257	815
当期末残高	△662	△506	△1,169	45,287

招集と通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
I 流 動 資 産	52,710	I 流 動 負 債	13,970
現金及び預金	39,741	未払金	670
受取手形	666	未払費用	2,242
売掛金	11,332	未払法人税等	2,375
仕掛品	166	未払消費税等	1,651
前払費用	566	役員賞与引当金	236
その他	236	賞与引当金	6,354
II 固 定 資 産	14,512	その他	440
1 有 形 固 定 資 産	4,998	II 固 定 負 債	15,876
建物	3,259	退職給付引当金	15,876
構築物	9	負 債 合 計	29,846
工具、器具及び備品	240	純 資 産 の 部	
土地	1,487	I 株 主 資 本	38,038
建設仮勘定	1	1 資 本 金	5,000
2 無 形 固 定 資 産	326	2 資 本 剰 余 金	3,617
ソフトウェア	278	(1)資本準備金	1,250
その他	48	(2)その他資本剰余金	2,367
3 投 資 そ の 他 の 資 産	9,186	3 利 益 剰 余 金	36,456
投資有価証券	27	その他利益剰余金	36,456
関係会社株式	1,118	繰越利益剰余金	36,456
繰延税金資産	7,271	4 自 己 株 式	△7,035
差入保証金	676	II 評 価 ・ 換 算 差 額 等	△662
その他	92	土地再評価差額金	△662
資 産 合 計	67,222	純 資 産 合 計	37,376
		負 債 純 資 産 合 計	67,222

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
I	売上高		77,010
II	売上原価		56,503
III	売上総利益		20,507
III	販売費及び一般管理費		9,960
IV	営業利益		10,546
IV	営業外収入		
	受取利息	1	
	受取配当金	570	
	その他	20	592
V	営業外費用		
	支払手数料	10	
	コミットメントファイ	2	
	貸倒損	0	
	その他	0	13
VI	経常利益		11,125
VI	特別損失		
	減損	4	
	固定資産除却損	0	5
税引前当期純利益			11,120
	法人税、住民税及び事業税	3,571	
	法人税等調整額	△502	3,068
当期純利益			8,051

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	5,000	1,250	4,895	6,145
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 消 却			△2,528	△2,528
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△2,528	△2,528
当 期 末 残 高	5,000	1,250	2,367	3,617

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金		
	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	33,683	△6,159	38,670
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	△5,278		△5,278
当 期 純 利 益	8,051		8,051
自 己 株 式 の 取 得		△3,404	△3,404
自 己 株 式 の 消 却		2,528	－
当 期 変 動 額 合 計	2,772	△875	△631
当 期 末 残 高	36,456	△7,035	38,038

招集と通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	土 地 再 評 価 差	土 地 再 評 価 差	
当 期 首 残 高	△662	△662	38,007
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△5,278
当 期 純 利 益			8,051
自 己 株 式 の 取 得			△3,404
自 己 株 式 の 消 却			-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△631
当 期 末 残 高	△662	△662	37,376

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社メイテック
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 植 木 拓 磨

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辻 伸 介

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社メイテックの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メイテック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社メイテック
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 植 木 拓 磨
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 辻 伸 介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メイテックの2021年4月1日から2022年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

株式会社メイテック 監査役会
 常勤社外監査役 植 松 正 年 ㊟
 社外監査役 深 井 慎 ㊟
 社外監査役 國 部 徹 ㊟
 社外監査役 山 口 光 信 ㊟

以 上

株主メモ

事業年度	4月1日～翌年3月31日
期末配当金受領株主確定日	3月31日
中間配当金受領株主確定日	9月30日
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同 連 絡 先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 電話 0120-232-711 (通話料無料)
上 場 証 券 取 引 所	東京証券取引所
公 告 の 方 法	電子公告により行います。 公告掲載URL https://www.meitec.co.jp/ir/stock_information/financial_statement.html (ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。)

(ご注意)

- 株主様の住所変更、単元未満株式の買取請求、配当金の振込指定、その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
- 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行本店にてもお取次ぎいたします。
- 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本店でお支払いいたします。

【株式に関するお手続きについて】

○特別口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	お問合せ先	
<ul style="list-style-type: none"> ○特別口座から一般口座への振替請求 ○単元未満株式の買取（買増）請求 ○住所・氏名等のご変更 ○特別口座の残高照会 ○配当金の受領方法の指定（*） 	特別口座の 口座管理 機関	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 電話 0120-232-711 (通話料無料)
<ul style="list-style-type: none"> ○郵送物等の発送と返戻に関するご照会 ○支払期間経過後の配当金に関するご照会 ○株式事務に関する一般的なお問合せ 	株主名簿 管理人	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[手続き書類のご請求方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○インターネットによるダウンロード <p>http://www.tr.mufg.jp/daikou/</p> </div>

(*）特別口座に記録された株式をご所有の株主様は、配当金の受領方法として株式数比例配分方式はお選びいただけません。

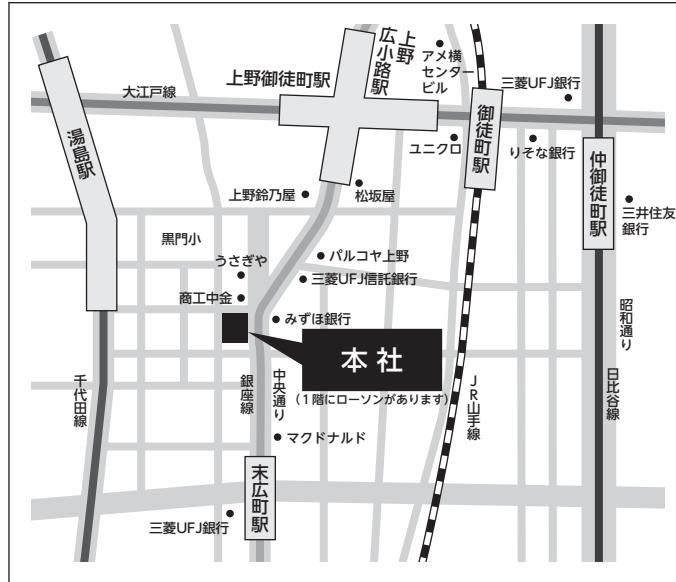
○証券会社等の口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	お問合せ先	
<ul style="list-style-type: none"> ○郵送物等の発送と返戻に関するご照会 ○支払期間経過後の配当金に関するご照会 ○株式事務に関する一般的なお問合せ 	株主名簿 管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 電話 0120-232-711 (通話料無料)
○上記以外のお手続き、ご照会等	口座を開設されている証券会社等にお問合せください。	

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

株主総会 会場ご案内図



東京都台東区上野一丁目1-10 オリックス上野1丁目ビル7階
株式会社メイテック 東京本社 050-3000-5820 (代表)

新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、株主総会のご出席に際しましては株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

<交通のご案内>

- J R 山手線・京浜東北線「御徒町」駅 南口出口より徒歩4分
- 東京メトロ 銀座線「上野広小路」駅 A1出口より徒歩3分
- 東京メトロ 銀座線「末広町」駅 4番出口より徒歩3分
- 東京メトロ 千代田線「湯島」駅 6番出口より徒歩3分
- 東京メトロ 日比谷線「仲御徒町」駅 2番出口より徒歩6分
- 都営地下鉄 大江戸線「上野御徒町」駅 A1出口より徒歩3分

- お土産及び駐車場の用意はございません。
- 会場内には、待機場所及び喫煙所を設けておりません。

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。